

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町その他の公共的機関又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより災害予防に必要な施設の整備をするものとする。また、町は円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本の適切な維持管理に努めるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 実施責任者

1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 道及び町

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
- 3 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加促進
- 2 ラジオ、テレビ等の活用
- 3 新聞、町広報紙等の活用
- 4 映画、スライド、ビデオ等の活用
- 5 広報車の利用
- 6 テキスト、マニュアル、パンフレット等の配布
- 7 研修、講習会、講演会等の開催
- 8 町ホームページ、インターネットの活用
- 9 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町地域防災計画の概要

- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア（家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 6 その他必要な事項

第5 教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害予防等の知識の向上及び防災に関する実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得などの防災教育を推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒に対する防災教育の充実に図るため、教職員に対する防災に関する研修機会の拡充に努める。
- 5 防災教育は、学校種別、立地条件及び児童生徒の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、各種団体の会合や研修会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日から9月5日までの期間）、水防月間（6月1日から6月30日までの期間）、土砂災害防止月間（6月1日から6月30日までの期間）、山地災害防止キャンペーン（5月20日から6月30日までの期間）、津波防災の日（11月5日）及び防災とボランティアの日（1月17日）、防災とボランティア週間（1月15日から21日までの期間）等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

防災訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、避難行動要支援者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後においても評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させようと努めるものとする。

第2 防災訓練の種別

(1) 水防訓練

消防機関等の動員、水防工法、水防資材及び機材の輸送、通報伝達訓練等を実施する。

(2) 土砂災害に係る避難訓練

(3) 消防訓練

遠軽地区広域組合の定める消防計画の定めるところによる。

(4) 避難訓練

水防訓練又は消防訓練と併せて指定避難場所・避難所への避難訓練を実施する。

(5) 情報通信訓練

気象等警報の伝達、災害発生状況報告、被害状況報告等について、主通信・副通信を組み合わせて伝達訓練を実施する。

(6) 非常招集訓練

災害時に迅速に非常配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び参集要領等についての訓練を行う。

(7) 総合防災訓練

町、防災関係機関及び協力団体等が、あらゆる災害を想定して、これらの訓練を包括した総合防災訓練を実施する。

(8) 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(9) その他災害に関する訓練

他の機関で実施する訓練への協力その他防災に関する訓練を実施する。

第3 訓練の実施方法

(1) 訓練は、それぞれの目的に合わせ、別に実施要領を定め実施する。

(2) 国、道及び関係機関が主催する各種訓練に積極的に参加する。

第4 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実働訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

第1 食料その他の物資の確保

- 1 町は、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の調達に関し町内小売業者等と連携し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。
- 2 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等^等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町及び災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

町及び災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO 等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- 1 町は、道や他の市町村への応援要請又は応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- 2 町は必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- 3 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る。」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、自治会等地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

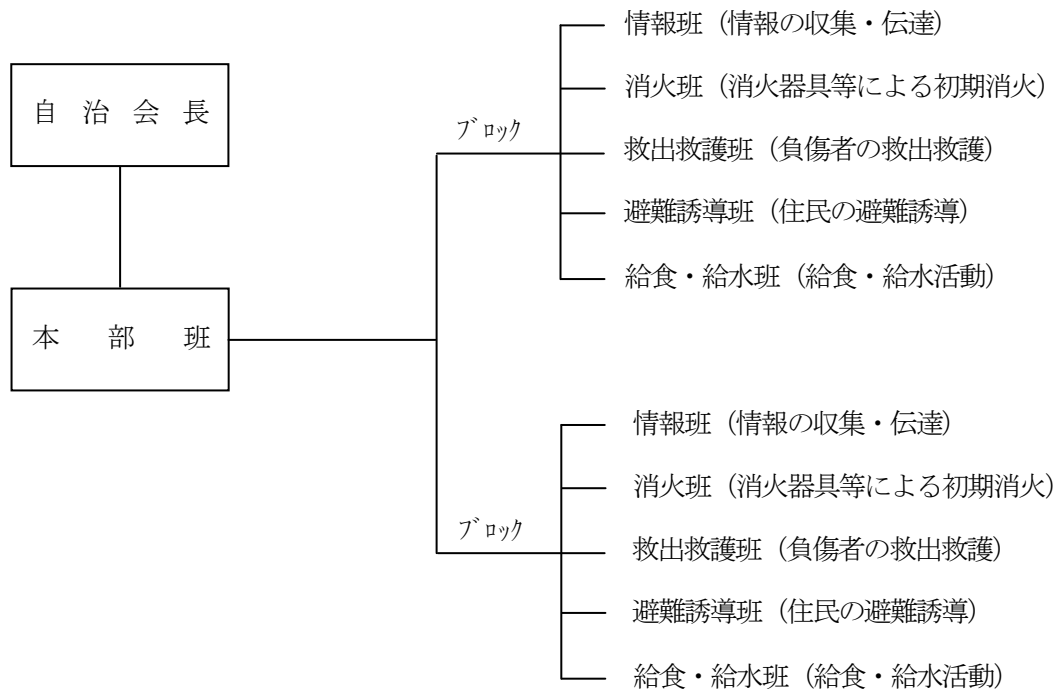
多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令等制度の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくことが必要であり、組織の編成に当たっては、地域の实情に配慮するとともに、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であることから、自治会単位など連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。

○自主防災組織の編成（編成例）



第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えや災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に関する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害発生時において、住民の一人ひとりが適切に行動することができるようにするため、日頃から防災訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられるが、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地域の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、その活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時に地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して、町に報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を住民に伝達して不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくものとする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等に避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、状況により医療機関・救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に十分注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所へ誘導する。なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、自主防災組織等は町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路の整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- 2 避難勧告等が命令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日ごろから住民等へ周知徹底に努めるものとする。
- 3 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体と広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- 4 町は、学校等が保護者の間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 5 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第2 避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所をあらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定すること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難場所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 2 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

第3 避難所の確保等

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構 造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保さ

れること。

- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 老人福祉センター等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

第4 避難計画の策定等

1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示、避難勧告及び避難準備情報（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

2 防災ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示、避難勧告・避難準備情報を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - イ 避難誘導者による現地広報
 - ウ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障が生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムについて、個人情報の取扱いに十分留意しながら、その整備に努めるものとする。

第5 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所（避難場所、避難所）
- (2) 避難の経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

第6 公共用地等有効活用への配慮

北海道財務局及び道と連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これらの要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自治会及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 全体計画・地域防災計画策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、地域防災計画に定めるとともに、細部的な部分については佐呂間町災害時等要援護者支援実施要綱の定めるところによる。

2 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定して上で、避難行動要支援者名簿（佐呂間町災害時等要援護者支援実施要綱に基づく登録台帳を以って兼ねる。）を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

4 避難支援関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿の提供をするとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

5 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別の計画を策定するよう努める。

6 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

7 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等

について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や利用者・入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者等の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力での避難が困難な利用者・入所者がいる施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第2 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- 1 多言語による広報
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め防災会議会長（町長）に報告するものとする。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、地域防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。
また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 道、町及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当てなどによる対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するための必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 建築物防災の現状

本町においても、人口、産業の市街地への集中がみられ、市街地における災害の危険性は増大している。

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きくなっている。

第2 予防対策

建築物の密度が高い市街地における火災は、大きな被害をもたらすおそれがあることから、避難所及び避難ルート確保、延焼の阻止等に配慮する。また、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を検討するとともに、既存の危険住宅については、安全な場所への移転促進に配慮するものとする。

第10節 消防計画

施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防御し、これらの災害による被害を軽減するための計画は、次に定めるところによる。

なお、本町、遠軽町及び湧別町で構成する遠軽地区広域組合消防本部において具体的な消防計画を定める。

第1 消防予防計画

火災を未然に防止するため、予防査察や住民の自主的予防活動の充実を図るとともに防火思想の普及に努める。

1 予防査察

特定防火対象物、危険物貯蔵所及び一般家庭の予防査察を計画的に実施するほか、乳幼児、高齢者、障がい者等、避難行動要支援者の死傷者防止の徹底を目的とした防火査察、指導を計画的に実施し、火災の未然防止を図る。

2 防火思想の普及啓発、活動の充実

(1) 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、町広報紙、インターネットホームページ及びパンフレット等による啓発を行い、防火思想の普及に努める。

(2) 防火管理者の育成と防火体制の強化

防火管理者制度の完全実施を図り、講習会を実施し、防火対象物の防火管理者の知識向上と防火体制の強化を図る。

第2 消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

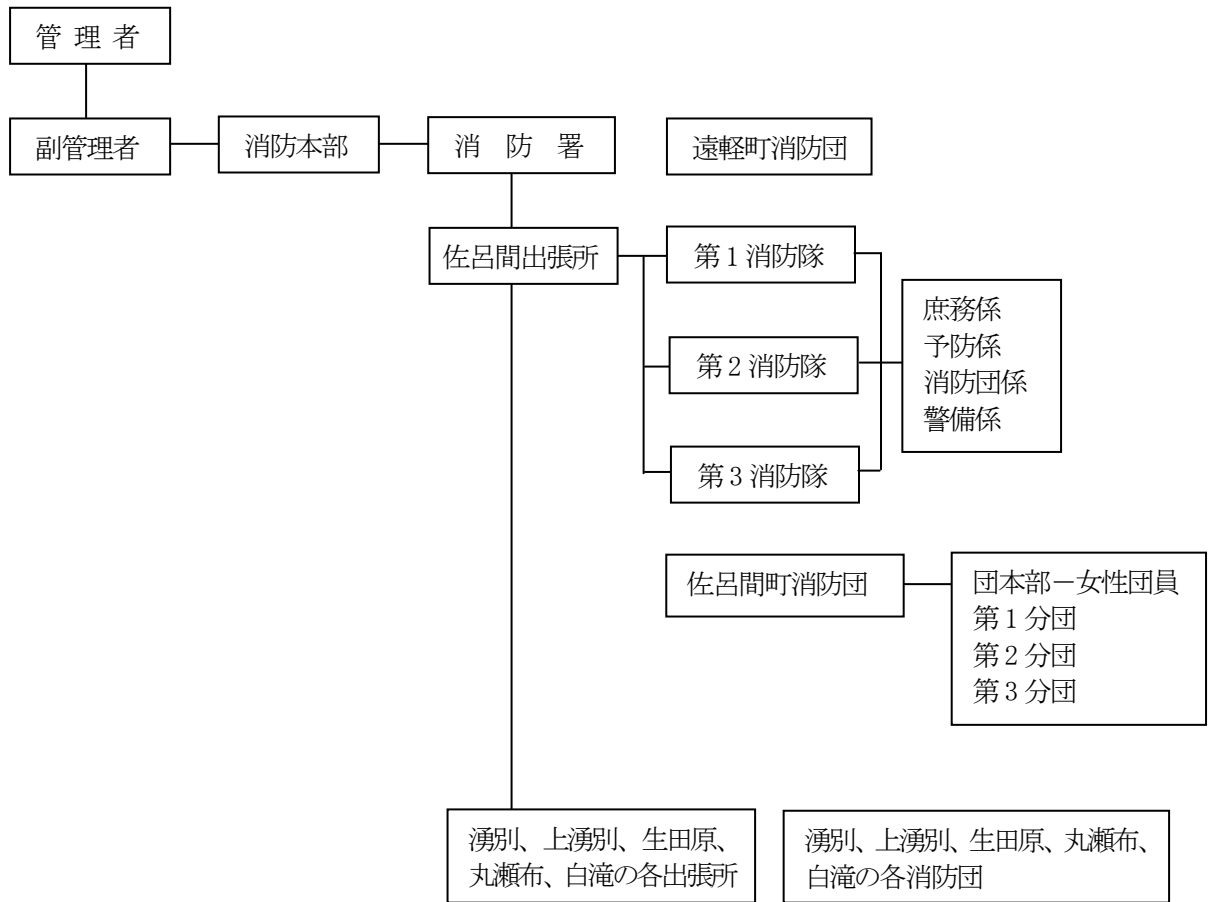
なお、消防機関の組織、消防施設及び資機材の状況は次のとおりである。

(1) 組織人員

(平成28年10月1日)

消防本部 (人)	消防署 (人)	消防団 (人)	備考
10	佐呂間出張所 16	団本部 4 第1分団 46 第2分団 29 第3分団 35 女性団員 10	

(2) 組織図



(3) 消防施設及び資機材

ア 消防自動車等

(平成28年10月1日現在)

種別 所属	消防ポンプ自動車等の機械							計
	水槽付 消防 ポンプ 自動車	水槽車	消 防 ポンプ 自動車	小 型 ポンプ 自動車	救急車	広報車	その他 車 両	
佐呂間出張所	1	1			2	1	1	6
消防団本部								
女性消防団								
第1分団	1		1	1				3
第2分団	1			1				2
第3分団	1			1				2
合 計	4	1	1	3	2	1	1	13

イ 通信施設

(平成28年10月1日現在)

種別	台数	種別	台数	種別		台数	
				種別	台数		
有線電話	火災専用	サイレン	6	(デジタル無線)	移動局 1W	4	
	一般加入				2回線	移動局 5W	14
					消防専用	庁内専用	トランシーバー 0.1W
							トランシーバー (消防団)0.01w

ウ 消防用水利施設

(平成28年10月1日現在)

			第1分団	第2分団	第3分団	合計
消 火 栓	公 設	双 口	6			6
		単 口	40	6	10	56
	私 設	双 口				
		単 口				
	小 計		46	6	10	62
防 火 水 槽	公 設	40 t以上	26	13	15	54
		40 t以下		2		2
	私 設	40 t以上				
		40 t以下				
	小 計		26	15	15	56
合 計		72	21	25	118	

第3 警防計画

1 災害情報等伝達

関係機関の通報により必要な場合、災害予警報等をサイレン及び広報車等を通じて周知を図るとともに、「遠軽地区広域組合消防計画」に基づき、警防体制を速やかに確立する。

2 消防職員及び消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職員及び消防団員を招集して消防隊を編成し、消防力の強化を図る。

また、火災時の出動区分は、遠軽地区広域組合消防計画に基づき、第1種出動から第3種出動までの区分により出動するものとする。

なお、災害時の出動信号は次のとおりである。

方法 信号別	種別	打鐘信号	余韻防止付サイレン信号	その他
火災信号	近火信号		3秒2秒 3秒2秒 3秒2秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	
	出動信号		5秒6秒 5秒6秒 5秒6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	
	応援信号		5秒6秒 5秒6秒 5秒6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	
	鎮火信号	1点と2点との班打 ○ ○-○ ○ ○-○		
山 林 火災信号	出動信号		10秒2秒 10秒2秒 10秒2秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	
	応援信号		10秒2秒 10秒2秒 10秒2秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	
火 災 警報信号	火災警報 発令信号		30秒6秒 30秒6秒 ○-休止 ○-休止	旗 吹流し
	火災警報 解除信号		10秒3秒 60秒 ○-休止 ○-	1回のみ
演 習 招集信号	演 習 招集信号		15秒6秒 15秒6秒 15秒6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	
大 津 波 警 報	大 津 波 警 報		3秒2秒 3秒2秒 3秒2秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	
津 波 警 報	津 波 警 報		5秒6秒 5秒6秒 ○-休止 ○-休止	

3 救助及び救急活動

災害事故等による要支援者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかな医療機関への搬送は、遠軽地区広域組合救急規程の定めるところによる。

4 避難誘導

住民及び被災者等の避難誘導は、第5章第4節「避難対策計画」及び遠軽地区広域組合消防計画によるものとする。

第4 消防職員及び団員の教育訓練

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、地震等災害を防御し、その被害を軽減することにある。

このため、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、遠軽地区広域組合消防計画に基づき、計画的に教育訓練を実施する。

第5 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関及び他市町村へ応援を要請するものとする。

(資料編 6-1 北海道広域消防相互応援協定)

第11節 風水害予防計画

風水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

本町の主要河川は、佐呂間別川水系佐呂間別川本流並びに支流である武士川、仁倉川、安斉川、三線川、四十号の沢川及びオンネルベシベ川となっている。

また、土石流危険渓流として特に水防上警戒を要する河川は、西興生沢川、佐呂間別川、トップウシベツ川となっている。

第2 予防対策

町は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。小河川の河道の障害物除去や下水路・排水路の清掃を行い、流水機能の維持に努めるものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するものとするとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

なお、風害対策として町は、学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するとともに、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

1 予報及び警報の処理

町は、常に気象の状況に注視し、河川水位が氾濫注意水位を超過、又は超過するおそれがある場合は、第3章第2節「気象業務に関する計画」に基づき関係機関に通報するとともに、広報車や登録制メール、エリアメール等で住民に伝達する。

2 巡視及び警戒

暴風特別警報・暴風警報、大雨特別警報・大雨警報、洪水警報、高潮特別警報・高潮警報が発表された場合には、関係機関の協力により重要水防箇所及び洪水等の危険が予想される地域を巡視し警戒に当るものとする。

3 雨量・水位観測

町内の雨量・水位の観測所は次のとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を行うため相当の雨量があると認めるときは、網走建設管理部遠軽出張所と緊密な連絡を取り、その状況を把握しておくものとする。

雨量観測所一覧

河川名	観測所名	位置	設置者名
佐呂間別川	佐呂間別川	北見市留辺蘂町花園461-1地元	北海道
佐呂間別川	中佐呂間	佐呂間町字西富227-4地先	北海道

水位観測所一覧

水系名	河川名	観測所名	位置	設置者名
佐呂間別川	佐呂間別川	中佐呂間	佐呂間町字西富227-4地先(富美橋地点)	北海道
佐呂間別川	佐呂間別川	永代	佐呂間町字幸町59-11地先(永代橋地点)	北海道

水位観測所基準水位一覧

観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
中佐呂間	34.18m	34.56m	34.69m	35.39m	37.02m
永代	25.88m	26.78m	27.32m	27.78m	28.42m

4 水防信号

水防法第20条の規定により、知事の定める水防に用いる信号は、次のとおりとする。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号	摘要
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒-15秒 5秒-15秒 5秒 15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	氾濫注意水位に達したとき又は気象台から気象の通報を受けたとき発令する信号
出動第1信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体及び消防機関に属する者全員出動信号
出動第2信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒-5秒 10秒-5秒 10秒 5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 (避難立ち退き)	乱打	1分-5秒 1分-5秒 1分-5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

第3 水防資機材

水防資機材の整備については、第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備確保に関する計画」の定めるところによる。

第4 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した佐呂間町水防計画の定めるところによる。

第5 佐呂間別川ハザードマップ

1 基本的事項

(1) 浸水想定区域

浸水想定区域は、現状の河道状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨であるおむね50年に1回程度起こる大雨が降ったことにより佐呂間別川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

(2) 洪水予報区間

浸水想定区域に係る洪水予報区間は、次のとおりである。

佐呂間別川水系佐呂間別川

実施区間 左岸：常呂郡佐呂間町字西富289番1地先のプシケショマナイ川合流点下流から
常呂郡佐呂間町字北106番1地先の安斉川合流点下流まで

右岸：常呂郡佐呂間町字朝日2番4地先のプシケショマナイ川合流点下流から
常呂郡佐呂間町字東72番1地先の安斉川合流点下流まで

(3) 防災ハザードマップ

オホーツク総合振興局網走建設管理部で策定した浸水想定区域図を基に浸水想定区域における水深、がけ崩れ等危険箇所、土石流危険渓流、避難所等の情報を示したもの(防災ハザードマップ)等を作成し、河川の氾濫への警戒・避難の啓発に推進する。

2 洪水予報等の伝達方法

浸水想定区域に関する洪水予報の伝達方法は、第3章第2節「気象業務に関する計画」に定める伝達系統による。

第12節 雪害予防計画

降雪等により予想される大雪、暴風雪及びひなだれ等による交通遮断等の災害に対処するための除雪及び交通確保に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 予防対策

1 除雪路線

- (1) 一般国道で北海道開発局所管にかかわる道路は、網走開発建設部遠軽開発事務所及び北見道路事務所が行う。
- (2) 一般道道で北海道所管にかかわる道路は、網走建設管理部遠軽出張所及び北見出張所が行う。
- (3) 町道については、町が行う。
- (4) 道路除雪にかかわる各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。

ア 北海道開発局所管

種類	除雪目標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	2車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則として、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

イ 北海道所管

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300~1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日以下	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

ウ 町所管

種類	およその標準	除雪目標	町道延長	歩道延長
第2種	主として1級町道、スクールバス路線及び積雪指定路線	2車線確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。	80.7km うち除雪延長 69.7km	12.3km うち除雪延長 11.9km
第3種	前記以外の2級町道とその他町道	1車線は確保するが、一時又は短期間の交通不能となることもある。	236.8km うち除雪延長 181.9km	17.7km うち除雪延長 16.8km

(5) 交通規制

- ア 遠軽警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止、駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。
- イ 道路管理者は、雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止及び制限等の交通規制を行うなど所要の対策を講ずるものとする。

2 除雪機械の数量等

町及び民間委託の除雪機械は、次のとおりである。

除雪機械の種別及び数量

種 別	数量 (台)		種 別	数量 (台)	
	町有	委託		町有	委託
ローダーショベル	4	7	ロータリー除雪車 (小型)	1	—
グレーダー	1	—			
ダンプトラック	4	1	小 計	10	8
ブルドーザー	—	—	合 計	18	

3 積雪時における消防対策

積雪時における消防対策は、本章第10節「消防計画」に定めるところによる。

4 避難救出措置等

雪害の発生により応急対策を実施する場合は、道と緊密な連絡をとり、避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

5 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、迅速な電話回線障害の復旧を図るため東日本電信電話株式会社北見支店が施設の改善、応急対策等を行うものとする。

6 電力施設の雪害対策

電力施設の雪害防止のため北海道電力株式会社遠軽営業所及び網走営業所は、関連事業所と連絡を取り、冠雪、着氷雪対策を確立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

7 雪崩防止対策

関係機関は、人命の保全を図るため、雪崩発生のおそれのある箇所について調査し、必要がある場合は定期的なパトロール及び防護柵設置などの措置を取り、また、表示板等により住民への周知を図るものとする。

8 屋根雪による事故の防止

雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防ぐため、広報等により住民へ周知を図るものとする。

9 雪捨場

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定することとし、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなどして交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議することとし、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の防止に十分配慮するものとする。

10 孤立予想地域の雪害対策

異常降雪時における孤立地域の食料、燃料等の供給対策、急患医療対策等については、除雪機械の有効な活用を図り、これにあたるものとする。

第13節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水、雪崩等の災害に対処するための予防対策及び応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

融雪期においては、網走地方気象台等関係機関と緊密な連絡を取り、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、降雨や気温上昇等に留意しながら出水・雪崩等の予測に努める。

2 河川内障害物の除去及び施設の整備点検

町長及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努めるとともに、(排・取)水門等河川管理施設の整備点検を行うものとする。

3 道路の除排雪

町長及び道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路の交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪や結氷の破碎等を行うとともに道路側溝・排水溝の排水能力確保に努めるものとする。

4 住民に対する水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう広報紙等を活用して水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第2 重要水防区域内等の警戒

出水等に備え、重要水防箇所及び雪崩、がけ崩れ、地滑り等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により警戒・通報体制を整えるものとする。

- (1) 町及び消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に、巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町は、警察等の関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

第3 水防資器材の整備、点検

町及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため融雪出水前に現有水防資器材の整備、点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

第14節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

- (1) 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、防災行政無線の整備促進に努めるとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (2) 住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。

第15節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

本町における土砂災害の危険区域は、次のとおりである。

(平成22年3月31日現在)

区 分	件 数
急傾斜地崩壊危険箇所	2
地すべり危険箇所	
土石流危険渓流	68
山地に起因する災害危険箇所	

第2 予防対策

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがある。

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。が発生した場合は、速やかに通報し、避難を呼びかける。

さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等防止対策予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、がけ崩れが発生すると、多くの住家、農地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがある。

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

3 土石流予防計画

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知を行うとともに、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）が発生した場合は、速やかに通報し、避難を呼びかける。

さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図る。

4 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

(1) 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害が発生する危険度がさらに高まった場合に、市町村長が防災活動や住民への避難勧告等の災害応急対策を適時的確に行うことや住民の自主避難の判断等の参考となるよう、オホーツク総合振興局と網走地方気象台が共同で市町村ごとに発表する情報である。

なお、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としていない。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、オホーツク総合振興局と網走地方気象台が協議して行う。

ア 発表基準

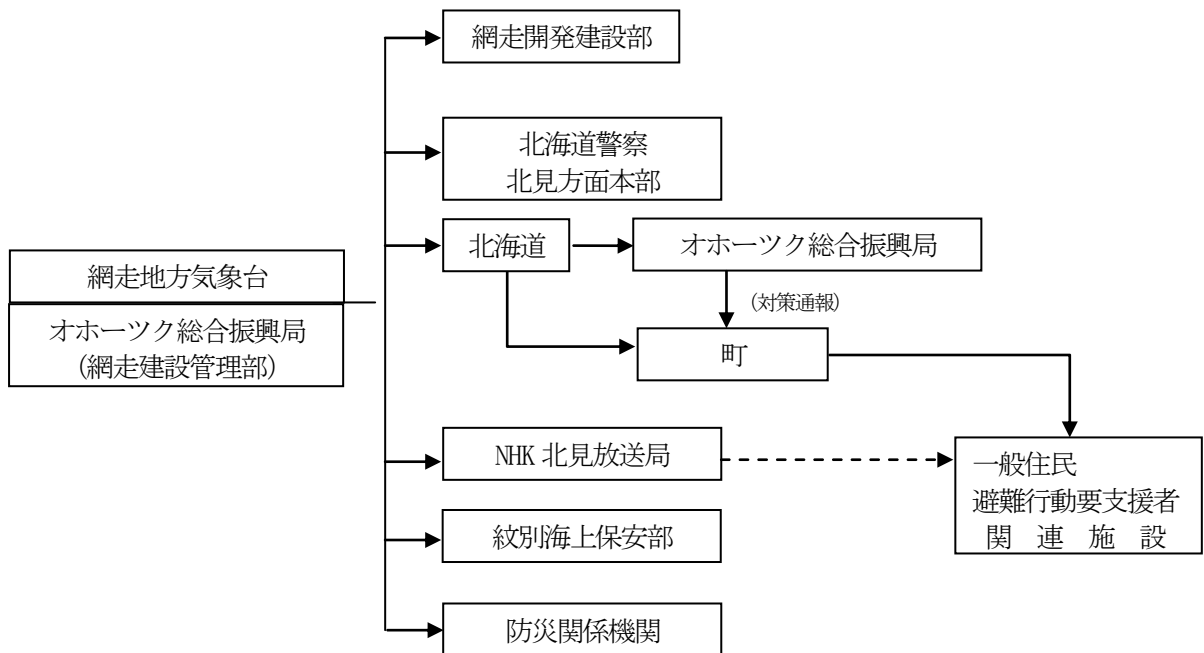
(ア) 大雨警報発表中に降雨の実況値及び数時間先までの降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線(C L)）に達した場合

イ 解除基準

(イ) 降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合

- (イ) 無降雨状態が長時間続いている場合
 - (3) 土砂災害警戒情報の伝達
 - 町は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに危険箇所の住民、自治会及び関係機関に伝達する。
 - (4) 避難勧告等の発表に当たっては、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報等を参考に判断するものとし、発令基準に従い、避難場所の開設の有無によらず躊躇なく発令する。
- 5 土砂災害警戒区域における避難体制の整備**
- 町は、土砂災害防止法第7条の規定に基づき、土砂災害警戒区域等が指定された場合は、当該区域ごとに次の事項について定める。
- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達体制
 - (2) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

【土砂災害警戒情報の伝達系統図】



第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町は国、道及び防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関による緊急輸送等の災害応急対策を円滑に実施するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた多面的な道路交通確保対策を推進する。

1 除雪体制の強化

- (1) 道路管理者は、一般国道、道道及び町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互に緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- (2) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

2 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

- (1) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- (2) 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

道及び町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が困難な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難場所、避難路の確保

町は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第4 寒冷対策の推進

1 避難所対策

町は、避難施設における暖房器具や燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備及びこれら設備の電源確保のため、発電機等のバックアップ設備等の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を講ずる。

第5 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念されるため、町は、スキー場利用客の対策について定めておくものとする。

第17節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関の相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。（第2節）
- 3 道及び町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。